



長野県報

5月21日(木)
令和8年
(2026年)
第710号

目次

規則

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	1
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(生活安全企画課)	2

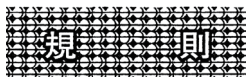
告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	3
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課)	4
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	4
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	6
基本測量の終了(2件)(建設政策課)	6
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	7
公共測量の終了(4件)(建設政策課)	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	9
政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会)	9
令和7年10月26日執行の長野市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)	9

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・IT振興課)	11
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	19
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	21
建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)(建築住宅課)	21
建築基準法に基づき指定した道路の廃止(2件)(建築住宅課)	22
建築基準法に基づく建築協定に加わる意思の表示(建築住宅課)	23

正誤(農地整備課)	23
-----------------	----



長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年5月21日

長野県公安委員会委員長 山本京子

長野県公安委員会規則第4号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び」及び「法令又は」を削る。

第2条第1号中「(以下「公安委員会」という。)」を削り、同条第3号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する行政機関等」を「公安委員会等」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「法第6条第1項又は」を削り、同条第3項中「法第6条第4項又は」を削り、同条第4項中「されている若しくは記載すべき事項又は電磁的記録に記録されている若しくは記録」を削り、「入力」を「入力し、又は当該書面等を提出」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、公安委員会等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第4条中第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とし、同条を第3条とする。

第5条第1項中「法第7条第1項又は」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「法第7条第4項又は」を削り、「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「法第8条第1項又は」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「法第9条第1項又は」を削り、同条第2項中「法第9条第3項又は」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 条例第7条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）

第5条の表の上欄に掲げる書面等及び当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置のほか、公安委員会等が別に定める書面等及び措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警 務 課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年5月21日

長野県公安委員会委員長 山 本 京 子

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の規定に基づく特定金属くず買受業の届出の受理等に関すること。

第11条第16号中「(令和7年法律第75号)」を削る。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

生活安全企画課